

東海村芸術祭実行委員会規約

第1条 設置

東海村文化協会規約第3条（1）に則り実施、運営するために芸術祭実行委員会を置く。

第2条 目的

芸術祭実行委員会（以下「本実行委員会」という）は、広く村民に対し文化協会の活動を披露し、村の文化・芸術並びに文化協会に加盟する連盟の質の向上を図ることを目的とする。

第3条 構成

本芸術祭は展示部門と芸能部門を置く。

第4条 実行委員会

本実行委員会は、芸術祭の計画及び実施に関する内容を審議・遂行する。

第5条 役員

本実行委員会には、次の役員を置く。

実行委員会 会長 1名

各部門実行委員長 各部門 1名

各部門副実行委員長 各部門 1名

2. 前項の役員のうち、文化協会会長が実行委員会の会長、文化協会副会長が各部門の実行委員長を務めるものとする。

第6条 実行委員

実行委員は文化協会正副会長及び各部会委員とする。

第7条 役員任期

文化協会の役員改選の結果に伴い変更するものとする。

第8条 事務局

事務局 公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団が司る。

（事務局長：1名 事務局員（会計を含む）：若干名）

第9条 監査

監事は文化協会監事が兼ねる。全般的な監査を行い、文化協会総会において報告する。

第10条 会計

会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日とする。

附則

本規約 24年 2月 2日制定し同日施行する。

部会会則については別に定める。

芸術祭実行委員会組織図

